

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月27日 |
| 【会社名】 | 株式会社関門海 |
| 【英訳名】 | KANMONKAI Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 田中 正 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市西区北堀江二丁目3番3号 |
| 【電話番号】 | 06(6578)0029(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 最高財務責任者 関口 弘一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市西区北堀江二丁目3番3号 |
| 【電話番号】 | 06(6578)0029(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 最高財務責任者 関口 弘一 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 普通株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 499,500,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月22日付で近畿財務局長に提出いたしました有価証券届出書の記載事項に関し、平成28年6月27日付で
有価証券報告書及び臨時報告書を提出したこと、並びに、割当予定先が有価証券報告書を提出したことにより、「第一
部 証券情報」、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを
訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、平成28年6月24日開催の当社第28期定時株主総会において、定款の一部変更が決議されたことにより、平成28
年6月22日付で提出いたしました有価証券届出書の添付書類である定款を変更いたしましたので、再度、添付書類とし
て定款を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報
第三部 追完情報
第四部 組込情報
添付書類 定款

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

尾家産業株式会社

（訂正前）

a. 割当予定先の概要

| | |
|----------------|--|
| 名称 | 尾家産業株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪市北区豊崎六丁目11番27号 |
| 直近の有価証券報告書の提出日 | <p>（有価証券報告書） 事業年度第55期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月25日 近畿財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第56期第1四半期 （自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月12日 近畿財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第56期第2四半期 （自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日） 平成27年11月13日 近畿財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第56期第3四半期 （自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日） 平成28年2月12日 近畿財務局長に提出</p> |

（後略）

（訂正後）

a. 割当予定先の概要

| | |
|----------------|---|
| 名称 | 尾家産業株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪市北区豊崎六丁目11番27号 |
| 直近の有価証券報告書の提出日 | <p>（有価証券報告書） 事業年度第56期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月27日 近畿財務局長に提出</p> |

（後略）

第三部【追完情報】

（訂正前）

1．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成27年6月23日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年6月22日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成27年6月24日提出臨時報告書〕

（中略）

〔平成28年2月5日提出臨時報告書〕

（中略）

〔平成28年6月22日提出臨時報告書〕

（中略）

2．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成28年6月22日）までの間において、下記の変更がありました。

なお、変更又は追加箇所は を付して表示しております。

また、「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日において判断した事項であります。

（中略）

3．最近の業績の概要

（後略）

（訂正後）

1．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成28年6月27日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年6月27日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（注） 臨時報告書全文を削除し、以下を追加

〔平成28年6月27日提出臨時報告書〕

（1）提出理由

平成28年6月24日開催の当社第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（2）報告内容

a．当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

b．当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、田中正、大村美智也、本多正嗣、松下義行を選任する。

c. 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合） |
|--------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 71,491 | 205 | 0 | （注）1 | 可決（98.84%） |
| 第2号議案 | | | | | |
| 田中 正 | 71,425 | 271 | 0 | （注）2 | 可決（98.74%） |
| 大村 美智也 | 71,438 | 258 | 0 | | 可決（98.76%） |
| 本多 正嗣 | 71,439 | 257 | 0 | | 可決（98.76%） |
| 松下 義行 | 70,805 | 891 | 0 | | 可決（97.89%） |

（注）1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

d. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年6月27日）までの間において、変更及び追加はありません。

なお、「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書の訂正届出書提出日において判断した事項であります。

（注） 以下、事業等のリスク及び「3 最近の業績の概要」の全文を削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|-----------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 第27期 | 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 | 平成27年6月23日 近畿財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 第28期第3四半期 | 自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日 | 平成28年2月12日 近畿財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 第28期 | 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 平成28年6月27日 近畿財務局長に提出 |
|---------|------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

添付書類 [定款]

| (訂正前) | (訂正後) |
|---|---|
| <p>(取締役の責任免除) 第25条(条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条(条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除) 第25条(現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条(現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

以上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月27日

株式会社 関門海

取締役会 御中

監査法人 やまぶき

指定社員 公認会計士 西岡朋晃 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 若林準之助 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年6月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関門海の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社関門海が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月27日

株式会社 関門海

取締役会 御中

監査法人 やまぶき

| | | | |
|----------------|-------|-------|---|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 西岡朋晃 | 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 若林準之助 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年6月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。